

令和3年分 相続税の申告事績の概要

令和4年12月
東京国税局

I 令和3年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和3年分における相続税の申告事績の概要

令和3年分における被相続人数（死亡者数）は292,701人（対前年比105.4%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は42,881人（同112.1%）、その課税価格の総額は6兆9,413億円（同116.2%）、申告税額の総額は1兆886億円（同120.8%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比	(参考) 全国に占める割合
		(注1) 令和2年分	(注1) 令和3年分		
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 277,734	人 292,701	% 105.4	% 20.3
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 13,476 38,258	人 外 14,539 42,881	% 外 107.9 112.1	% 外 41.1 31.9
③	課税割合 (②/①)	% 13.8	% 14.7	ポイント 0.9	
④	相続税の納税者である相続人数	人 83,204	人 93,197	% 112.0	% 31.7
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 6,211 59,761	億円 外 6,761 69,413	% 外 108.9 116.2	% 外 37.4 37.4
⑥	税額	億円 9,010	億円 10,886	% 120.8	% 44.6
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 4,609 15,620	万円 外 4,650 16,187	% 外 100.9 103.6
⑧		税額 (⑥/②)	万円 2,355	万円 2,539	% 107.8

(注)1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

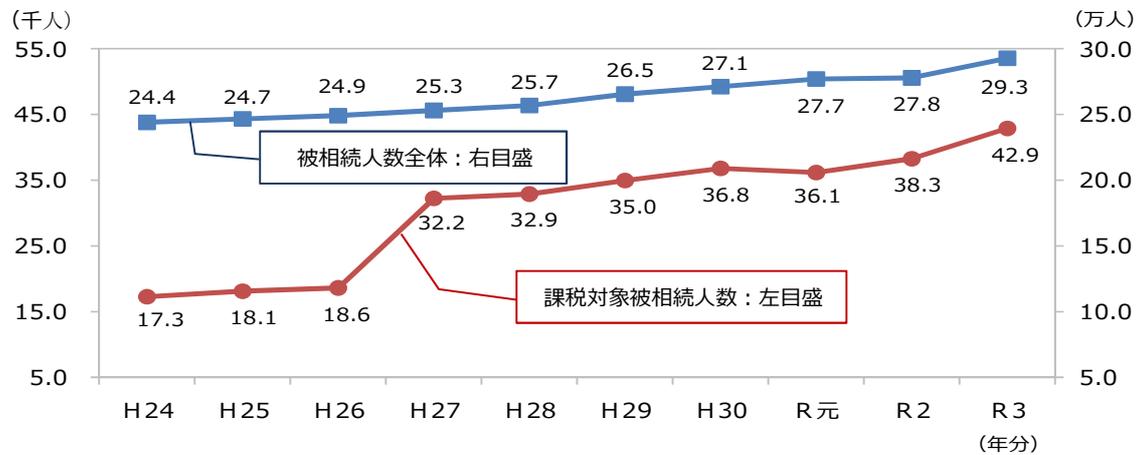
2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

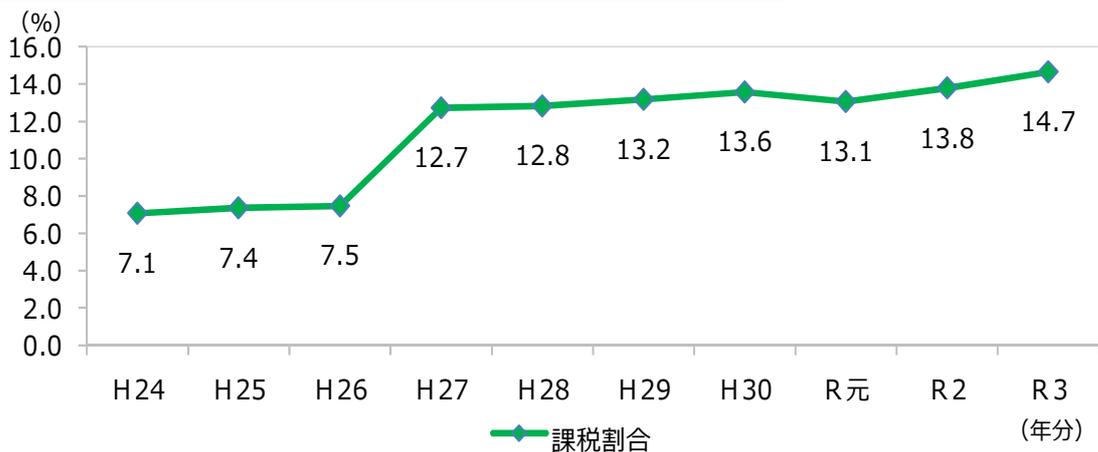
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

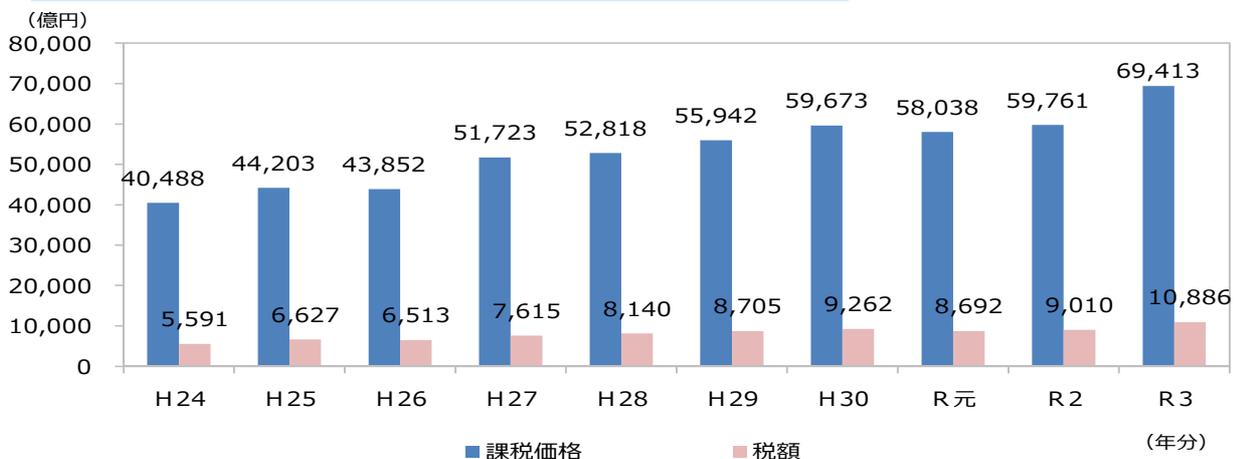
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

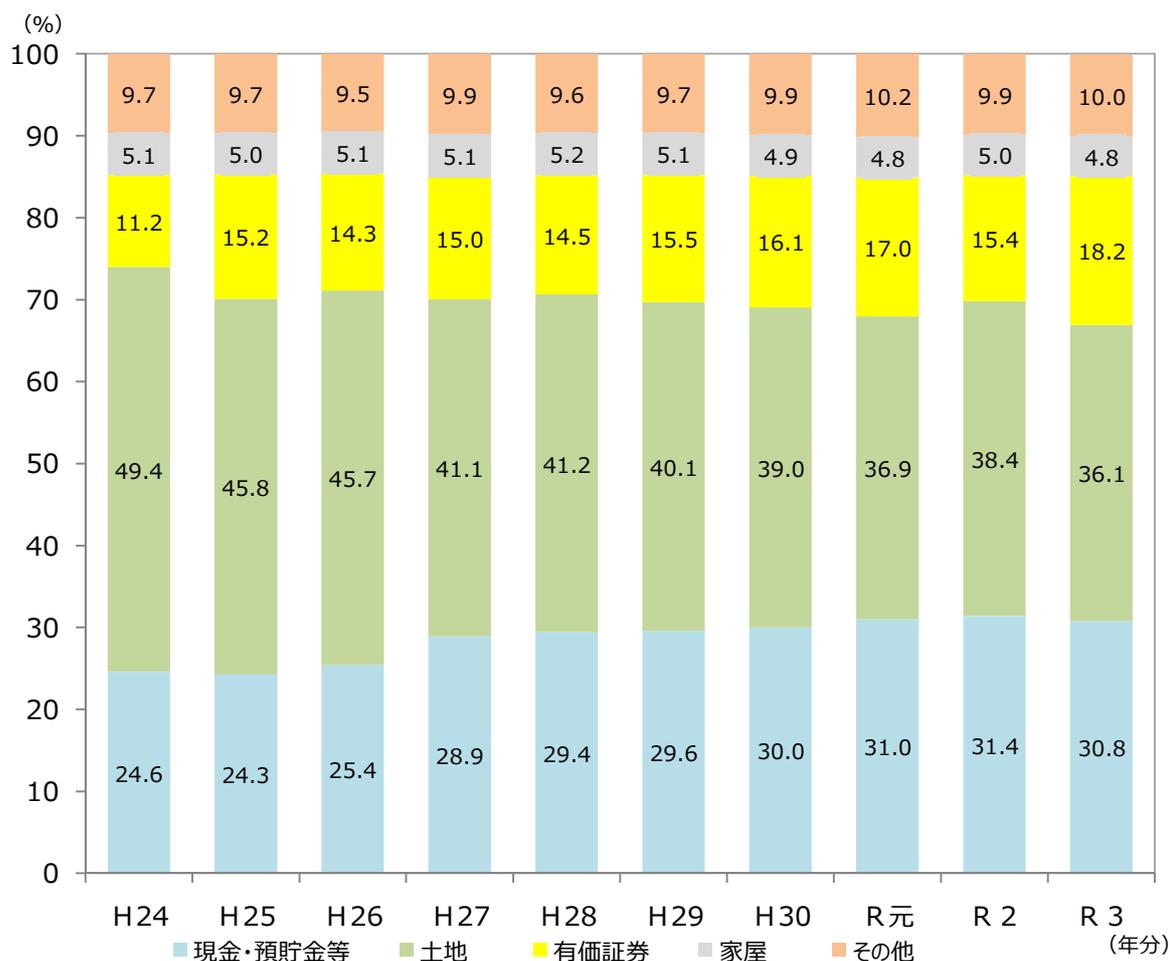
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成24年	22,042	2,260	4,986	10,975	4,385	44,648
25	22,108	2,407	7,355	11,709	4,680	48,259
26	21,939	2,454	6,866	12,179	4,556	47,994
27	23,160	2,853	8,430	16,281	5,571	56,295
28	23,658	2,985	8,334	16,875	5,523	57,375
29	24,391	3,106	9,430	17,984	5,876	60,787
30	25,111	3,185	10,374	19,325	6,374	64,369
令和元年	22,967	3,009	10,568	19,294	6,346	62,184
2	24,600	3,176	9,834	20,126	6,320	64,056
3	26,841	3,577	13,552	22,917	7,402	74,290

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



令和3年分 相続税の申告事績の概要

令和4年12月
東京国税局
(千葉県)

○ 令和3年分における相続税の申告事績の概要（千葉県）

○ 令和3年分における相続税の申告事績の概要（千葉県）

令和3年分における被相続人数（死亡者数）は65,244人（対前年比105.0%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は6,384人（同115.0%）、その課税価格の総額は8,298億5千1百万円（同113.8%）、申告税額の総額は1,054億3千6百万円（同125.5%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	令和2年分 ^(注1)	令和3年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	人	62,118	65,244	105.0
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人	外 1,607 5,549	外 1,694 6,384	外 105.4 115.0
③	課税割合 (②/①)	%	8.9	9.8	ポイント 0.9
④	相続税の納税者である相続人数	人	12,027	13,745	114.3
⑤	課税価格 ^(注3)	百万円	外 82,193 729,098	外 87,512 829,851	外 106.5 113.8
⑥	税額	百万円	83,994	105,436	125.5
⑦	1 被相続人 相当 たり人	課税価格 (⑤/②) ^(注3)	万円 外 5,115 13,139	万円 外 5,166 12,999	% 外 101.0 98.9
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,514	万円 1,652	% 109.1

(注)1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	億円 2,713	億円 438	億円 1,417	億円 3,254	億円 1,041	億円 8,863
構成比	% 30.6	% 4.9	% 16.0	% 36.7	% 11.7	% 100.0

令和3年分 相続税の申告事績の概要

令和4年12月
東京国税局
(東京都)

○ 令和3年分における相続税の申告事績の概要 (東京都)

○ 令和3年分における相続税の申告事績の概要（東京都）

令和3年分における被相続人数（死亡者数）は127,649人（対前年比105.3%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は23,130人（同112.1%）、その課税価格の総額は4兆2,790億6百万円（同118.9%）、申告税額の総額は7,469億6千9百万円（同124.2%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	令和2年分 ^(注1)	令和3年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	人	121,219	127,649	105.3%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人	外 7,549 20,636	外 8,313 23,130	外 110.1 112.1%
③	課税割合（②/①）	%	17.0	18.1	1.1ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	人	45,173	50,706	112.2%
⑤	課税価格 ^(注3)	百万円	外 337,896 3,598,320	外 378,929 4,279,006	外 112.1 118.9%
⑥	税額	百万円	601,388	746,969	124.2%
⑦	1 被相続人当たり 課税価格（⑤/②） ^(注3)	万円	外 4,476 17,437	外 4,558 18,500	外 101.8 106.1%
⑧	税額（⑥/②）	万円	2,914	3,229	110.8%

(注)1 令和2年分は令和3年11月1日（※）まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	億円 16,643	億円 2,057	億円 9,421	億円 13,061	億円 4,375	億円 45,556
構成比	% 36.5	% 4.5	% 20.7	% 28.7	% 9.6	% 100.0

令和3年分 相続税の申告事績の概要

令和4年12月
東京国税局
(神奈川県)

○ 令和3年分における相続税の申告事績の概要（神奈川県）

○ 令和3年分における相続税の申告事績の概要（神奈川県）

令和3年分における被相続人数（死亡者数）は89,701人（対前年比106.0%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は12,674人（同111.3%）、その課税価格の総額は1兆7,586億3千2百万円（同111.3%）、申告税額の総額は2,301億1千8百万円（同109.3%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	令和2年分 ^(注1)	令和3年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	人	84,601	89,701	106.0%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人	外 4,166 11,390	外 4,385 12,674	外 105.3 111.3%
③	課税割合（②/①）	%	13.5	14.1	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である相続人数	人	24,525	27,293	111.3%
⑤	課税価格 ^(注3)	百万円	外 192,249 1,579,594	外 201,365 1,758,632	外 104.7 111.3%
⑥	税額	百万円	210,598	230,118	109.3%
⑦	1 被相続人相当たり人	課税価格（⑤/②） ^(注3)	万円 外 4,615 13,868	万円 外 4,592 13,876	% 外 99.5 100.1
⑧		税額（⑥/②）	万円 1,849	万円 1,816	% 98.2

(注)1 令和2年分は令和3年11月1日（※）まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	億円 7,252	億円 1,036	億円 2,620	億円 6,308	億円 1,890	億円 19,106
構成比	% 38.0	% 5.4	% 13.7	% 33.0	% 9.9	% 100.0

令和3年分 相続税の申告事績の概要

令和4年12月
東京国税局
(山梨県)

○ 令和3年分における相続税の申告事績の概要（山梨県）

○ 令和3年分における相続税の申告事績の概要（山梨県）

令和3年分における被相続人数（死亡者数）は10,107人（対前年比103.2%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は693人（同101.5%）、その課税価格の総額は737億9千4百万円（同106.8%）、申告税額の総額は60億4千7百万円（同121.2%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	令和2年分 ^(注1)	令和3年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	人	9,796	10,107	103.2%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人	683	693	101.5%
③	課税割合 (②/①)	%	7.0	6.9	▲0.1ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	人	1,479	1,453	98.2%
⑤	課税価格 ^(注3)	百万円	69,071	73,794	106.8%
⑥	税額	百万円	4,988	6,047	121.2%
⑦	1 被相続人 相当 たり人	課税価格 (⑤/②) ^(注3)	10,113 万円	10,648 万円	105.3%
⑧	税額 (⑥/②)	万円	730	873	119.5%

(注)1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	234 億円	47 億円	94 億円	294 億円	97 億円	764 億円
構成比	30.6 %	6.1 %	12.2 %	38.4 %	12.7 %	100.0 %